

各種お問い合わせ先 一覧

各区役所の代表電話番号(午前8:30から午後5:30まで)

- 北区役所 025-387-1000
- 東区役所 025-272-1000
- 中央区役所 025-223-1000
- 江南区役所 025-383-1000
- 秋葉区役所 0250-23-1000
- 南区役所 025-373-1000
- 西区役所 025-268-1000
- 西蒲区役所 0256-73-1000

市役所のさまざまなお手続きなどのお問い合わせは、コールセンターが便利です。

- 新潟市役所コールセンター

年中無休 午前8:00から午後9:00まで

(ただし、12/29から1/3は午後5:00まで)



新潟市役所コールセンター
とたえコール
025-243-4894
といたしあんのじやくしやです。

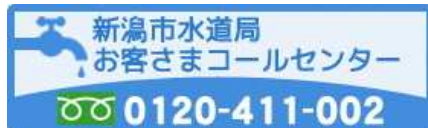


新潟市役所
コールセンター

水道に関するお問い合わせ

- 新潟市水道局お客さまコールセンター

年中無休 午前8:00から午後9:00まで



(ご利用できない場合は**025-266-9311**)

土地・家屋の相続、所有権移転登記の申請に関するお問い合わせ

- 新潟地方法務局 025-226-0951
- 新潟県司法書士会 025-240-7867

ご遺族の方へ

～死亡届出に伴う手続きのご案内～



このたびのご不幸を心からお悔やみ申し上げます。

故人が生前に利用されていた制度がある場合、個別に廃止等の手続きや清算が必要な場合があります。

お心当たりのある場合は、担当窓口までお問い合わせください。詳しくは中面をご覧ください。

<担当窓口>
区役所区民生活課
中央区は窓口サービス課

戸籍謄本等 戸籍証明書を必要とされる方

死亡届出により戸籍の記載を行います。
戸籍の記載には相当の日数を要しますので、請求される前にあらかじめ本籍地の戸籍担当に処理状況を確認してからご請求願います。

**国民健康保険 または
後期高齢者医療制度に加入されていた方**

亡くなられた方の保険証を担当窓口までお返しく下さい。
申請により、葬祭費5万円が葬儀執行者(喪主)に支給されます。

<手続きに必要なもの>

- ①亡くなられた方の保険証
- ②申請者が喪主であることが確認できる書類(領収書・案内文など)
- ③申請者(喪主)の口座情報
- ④申請者(喪主)の印鑑
(※④は後期高齢者医療制度に加入されていた方のみ)

世帯主が亡くなられた場合

- 世帯主が亡くなられたことで、世帯員が一人になった場合
一人になった方が新しい世帯主になりますので、手続きは必要ありません。
- 世帯主が亡くなられた後の世帯員が二人以上いらっしゃる場合
新たな世帯主をどなたにするかについて「世帯主変更」の手続きが必要です。
近日中に死亡届を提出された区役所から、世帯主変更に関するお知らせが届きますので、そこに記載されている手続き方法にしたがって手続きをしてください。

マイナンバーカード等をお持ちの方

相続等各種お手続きが終わり、不要となりましたら、ご遺族により廃棄願います。 ※区役所へ持ち込んでの廃棄も可能です

印鑑登録をされていた方

死亡届により登録印鑑が廃止されますので、手続きは不要です。

<担当窓口>
区役所健康福祉課

介護保険に加入されていた方

お時間ができましたら、亡くなられた方の介護保険証を担当窓口までお返しく下さい。

特定医療費(指定難病受給者証)をお持ちの方

喪失の手続きが必要ですので、担当窓口にお問い合わせください。

**身体障害者手帳・療育手帳・
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方**

各種手帳の返還手続きが必要です。
各種手当を受給されていた方は、資格喪失の手続きが必要です。また、同居遺族による未払分の請求手続きが必要な場合があります。
心身障がい者自動車燃料費助成制度を利用されていた方は、未請求分の清算手続きが必要な場合があります。
その他、利用されていた各種制度に関して喪失の手続きが必要な場合があります。詳細は、担当窓口にお問い合わせください。

児童手当を受給されていた方

- 受給者(親等)が亡くなられた場合
亡くなられた日の翌日から15日以内に、受給者変更の手続きが必要です。また、未受給の手当をお子さまの口座に振込むための手続きが必要です。
- お子さまが亡くなられた場合
死亡届により廃止されますので、手続きは不要です。

こども医療費の助成を受けていた方

- 受給者(親等)が亡くなられた場合
受給者変更の手続きが必要ですので、担当窓口にお問い合わせください。
- お子さまが亡くなられた場合
お時間ができましたら、こども医療費受給者証を担当窓口までお返しく下さい。

**年金をもらっていた方 または
年金に加入されていた方**

未支給分の年金の請求、遺族年金、寡婦年金、死亡一時金などの手続きが必要な場合があります。
詳細は、亡くなられた方の「**基礎年金番号**」をご用意のうえ「**ねんきんダイヤル**」にお問い合わせください。
なお、共済組合加入の方は、各共済組合にお問い合わせください。

◎日本年金機構 **ねんきんダイヤル**

電話 0570-05-1165

※050で始まる番号の電話機からは

電話 03-6700-1165



日本年金機構
電話での年金相談窓口

その他

固定資産税の支払義務者となっていた方、バイク(125cc以下)・小型特殊自動車(トラクター等)を登録していた方、農地を所有していた方、下水道事業受益者負担(分担金)を納めていた方など、手続きが必要なケースがいくつかあります。
下記「新潟市役所コールセンター」にお問い合わせいただければ、各窓口をご案内します。ご活用ください。

- 新潟市役所コールセンター
年中無休 午前8:00から午後9:00
(ただし、12/29から1/3は午後5:00まで)



新潟市役所コールセンター
こたえてコール
025-243-4894
kouru@city.niigata.lg.jp



新潟市役所
コールセンター

詳しい内容は新潟市ホームページで
ご確認ください。



「死亡届に伴う区役所等の窓口での主な手続き」

※ 備忘録としてチェック欄をご活用ください。